

令和 8 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)(以下「無償措置法」という。)第 13 条の規定による採択を行うため、令和 8 年度に相模原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書に係る採択基本方針を次のとおり定める。

1 教科用図書の採択について

(1) 令和 7 年度は次の教科用図書を採択する。

ア 相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和 8 年度に使用する教科用図書

イ 相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和 8 年度に使用する教科用図書

ウ 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小中学校等」という。)において令和 8 年度に使用する特別支援教育関係教科用図書

(2) 小中学校等において令和 8 年度に使用する教科用図書は、無償措置法第 14 条の規定により、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和 39 年文部省令第 2 号)第 6 条各号に掲げる場合を除き、令和 6 年度に採択した教科用図書と同じものを採択する。

(3) 小中学校等において令和 8 年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、文部科学省が発行する「令和 7 年度用一般図書契約予定一覧」から各学校が調査研究した図書を、別表の令和 8 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点に基づいて採択する。

2 教科用図書採択における基本原則

(1) 相模原市を一地区として採択する。

(2) 小中学校等において使用する教科用図書は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)附則第 9 条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録(令和 8 年度使用)」に登載されている教科用図書のうちから採択する。

(3) 外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられないよう、静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられ

ることのないよう関係者の意識の啓発に努める。

(4) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

(5) 採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努める。

提案の理由

令和8年度に使用する相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校使用教科用図書の採択に当たり、その採択基本方針を定めたく相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和37年相模原市教育委員会規則第4号)第2条第1項第3号の規定により、提案するものである。